

東広島市通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取り組みの方針～



歩車分離式信号の設置

平成26年11月

東広島市通学路安全推進会議



1 プログラムの目的

平成24年4月以降、全国で登下校中の児童・生徒が死傷するという痛ましい事故が相次いで発生しました。このため、平成24年5月に文部科学省、国土交通省及び警察庁の3省庁が連携し、通学路における交通安全の一層の確保を目的とした、関係機関合同による緊急合同点検を実施するよう全国の自治体に要請がありました。

これを受けて、東広島市では関係機関と連携して、平成24年8月に「通学路の交通安全確保の合同点検調整会議」を立ち上げ、8月24日に緊急合同点検を実施し、必要な安全対策について協議しました。その後も「通学路の交通安全確保の合同点検調整会議」を毎年開催し、合同点検を継続的に実施してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取り組みを行うため、このたび、関係機関の連携体制を「通学路の交通安全確保の合同点検調整会議」から「東広島市通学路安全推進会議」に発展させ、「東広島市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

東広島市では「第四次東広島市総合計画」において、「安全・安心な暮らしが確保され、快適に暮らせるまち」をまちづくりの理念の一つに掲げ、安全な市民生活を守る地域社会の形成のため、交通安全の推進に積極的に取り組んでいます。特に、平成24年度から始めたシティープロモーションの中で「子どもを育てるなら東広島」を推し進める本市においては、子どもの安全を確保するための通学路の交通安全対策は最重要課題の一つとされています。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が更に連携して児童・生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。



歩道の設置

2 東広島市通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「東広島市通学路安全推進会議」を設置します。本プログラムは、この会議で議論し、策定しました。

表 1. 東広島市通学路安全推進会議の構成

機関・団体名	主な役割	備考
東広島市教育委員会教育総務課	通学路安全推進会議の招集	事務局
東広島市立小・中学校	児童・生徒への指導及び教育	学校関係者
各小中学校保護者、各小学校住民自治協議会		
東広島警察署交通課	道路交通に関する規制及び取締り等	交通管理者
東広島交通安全協会	交通安全活動の推進	
広島国道事務所西条維持出張所	道路施設に関する整備及び維持等	道路管理者
広島県西部建設事務所東広島支所維持課		
東広島市建設部維持課		
東広島市都市部都市計画課	国、県との連絡調整	
東広島市総務部危機管理課	交通安全指導及び啓発	



「減速 小学校」の道路標示と、路側帯や横断歩道のカラー舗装化

3 取組方針

(1) 基本的な考え方

本市においては、平成24年度に実施した「緊急合同点検」以後も、通学路改善要望箇所より抽出した危険箇所について、合同点検を実施していましたが、これまでは任意的な取組みにすぎませんでした。したがって、今後も継続的に通学路の安全を確保するため、「東広島市通学路交通安全プログラム」を策定し、合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

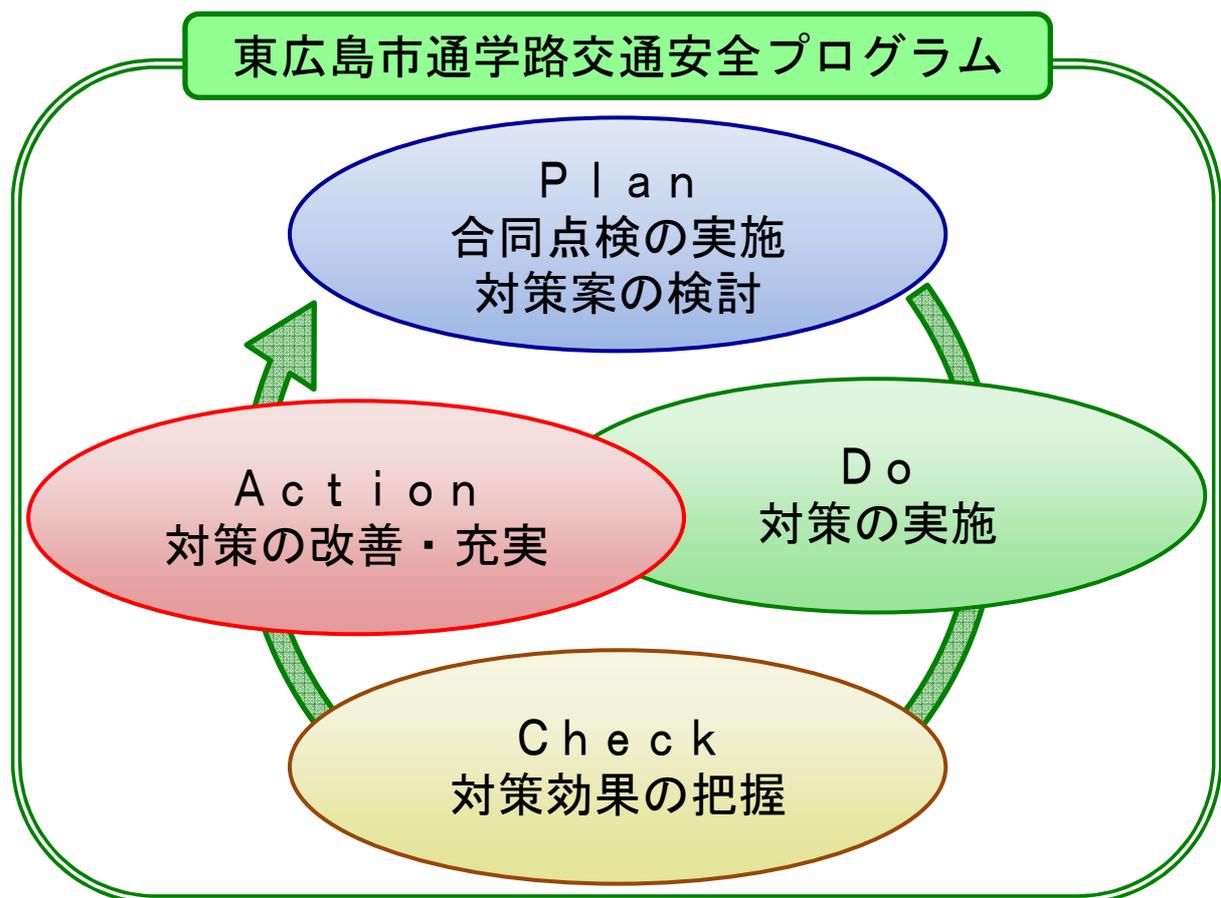


図1. 通学路安全確保のためのPDCAサイクルのイメージ図

(2) 具体的な取り組み内容

Plan

【安全対策検討及び合同点検の実施】

- ・市内の各小中学校から提出された通学路等改善要望箇所について、推進会議において安全対策の検討や合同点検を実施する箇所を抽出します。
- ・毎年8月から9月頃に合同点検を実施します。

【対策案の検討】

- ・合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所やその他の改善要望箇所について、箇所ごとに歩道整備や防護柵設置などのハード対策や、交通規制や交通安全教育などのソフト対策など対策必要箇所に応じた具体的実施メニューを検討します。

Do

【対策の実施】

- ・対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携します。

Check

【対策効果の把握】

- ・合同点検結果等に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒が安全になったと感じているのか等を確認するため、学校関係者から聴き取り等を行います。

Action

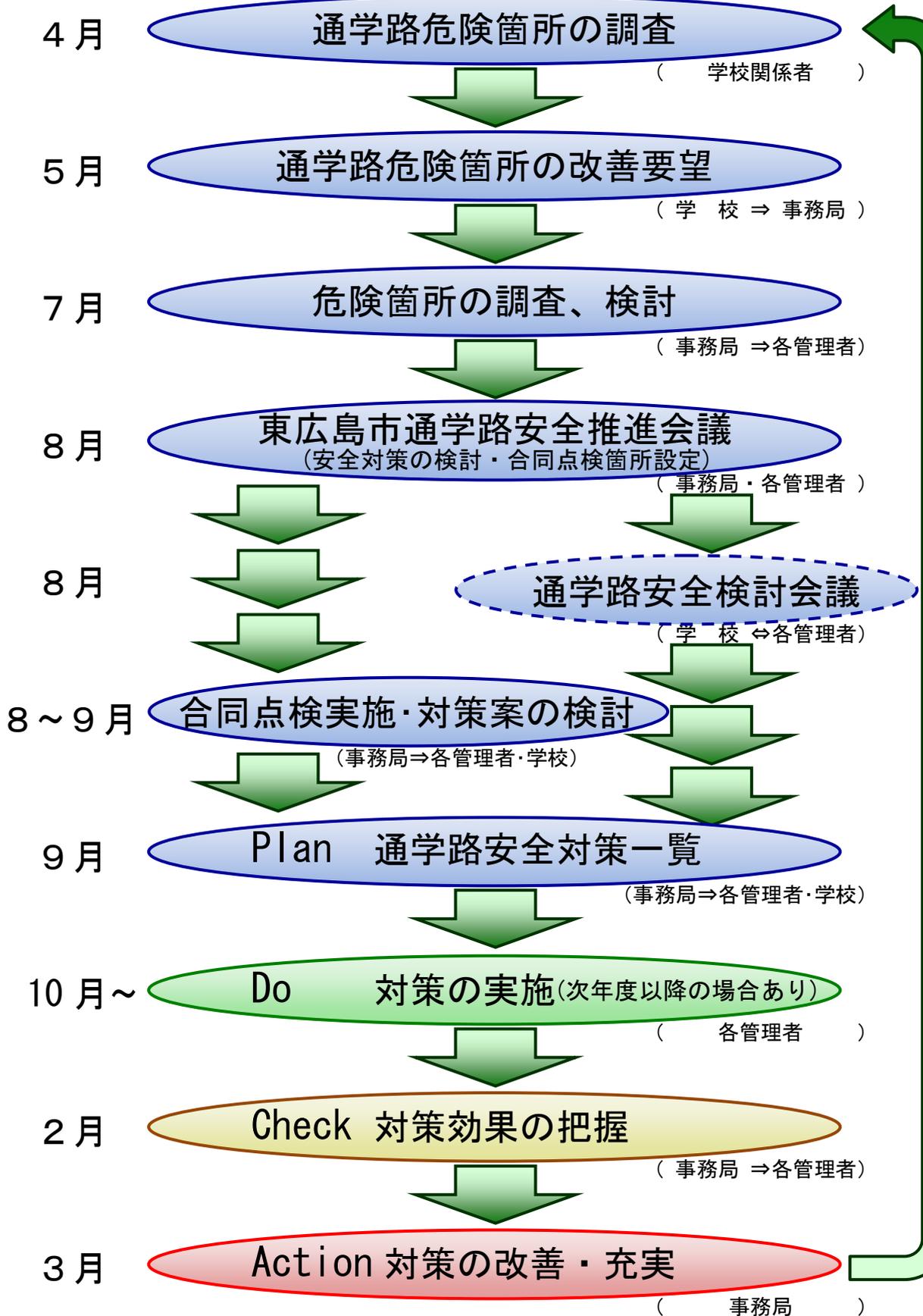
【対策の改善・充実】

- ・効果把握の結果を踏まえて、今後の対策内容の改善や充実を図ります。



ラバーポールの設置と
路側帯のカラー舗装化

4. 年間スケジュール



5. 箇所図、箇所一覧表の公表

学校関係者への周知や情報共有を目的として、「通学路安全対策要望件数一覧」、「通学路安全対策一覧表」及び「通学路合同点検実施一覧・箇所図・対策写真」を作成し、東広島市ホームページで公表します。



通学路の見守り活動

参考：通学路の設定及び道路の安全確保に係る法令等（一部抜粋）

平成24年度文部科学省交通安全業務計画（平成24年3月30日策定）（抄）

市町村の教育委員会においては、学校に対し、当該学校の所在する地域の実情を十分考慮して幼児児童生徒の通学通園路及び登下校の時間帯を設定し、必要に応じ道路管理者、警察等と共同して、定期的に安全点検を実施するよう指導するとともに、その結果について報告を求める。また、前述の報告をもととし、必要に応じ、管内国公私立の学校の通学通園路の変更や交通安全施設の新設又は改修などの環境の改善及び登下校の時間帯の調整を図る。

学校保健安全法（昭和三十三年四月十日法律第五十六号）

（学校安全計画の策定等）

第二十七条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令（昭和四十一年四月一日政令第百三号）

第四条 法第六条第三項の政令で定める通学路は、次に掲げるものとする。

- 一 児童又は幼児が小学校（特別支援学校の小学部を含む。）若しくは幼稚園又は保育所（以下これらを「小学校等」という。）に通うため一日につきおおむね四十人以上通行する道路の区間
- 二 前号に掲げるもののほか、児童又は幼児が小学校等に通うため通行する道路の区間で、小学校等の敷地の出入口から一キロメートル以内の区域に存し、かつ、児童又は幼児の通行の安全を特に確保する必要があるもの

学校安全参考資料「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」(文部科学省著作権所有、平成13年発行、平成22年改訂)

別表3

（通学路の設定）

通学路の条件

- ・できるだけ歩車道の区別がある
- ・区別がない場合、交通量が少ない、幅員が児童生徒等の通行を確保できる
- ・遮断機のない無人踏切を避ける
- ・見通しの悪い危険箇所がない
- ・横断箇所に横断歩道、信号機が設置されたり、又は、警察官等の誘導が行われたりしている
- ・犯罪の可能性が低いなど

交通安全対策基本法（昭和四十五年六月一日法律第一百十号）

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、住民の生命、身体及び財産を保護するため、その区域における交通の安全に関し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、当該区域の実情に応じた施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

（道路等の設置者等の責務）

第五条 道路、鉄道、軌道、港湾施設、漁港施設、飛行場又は航空保安施設を設置し、又は管理する者は、法令の定めるところにより、その設置し、又は管理するこれらの施設に関し、交通の安全を確保するため必要な措置を講じなければならない。